

税制改正 ～いまだほとんど審議中～

6月22日に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。これは平成23年度の税制改正法案の一部で残りは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として継続審査されています。

N○53～55でご紹介したものは後者に含まれ、継続審査となっています。

《N○53でご紹介したもの》

- ・相続税の基礎控除の引上げ
- ・相続税の税率の引上げ

《N○54でご紹介したもの》

- ・生命保険の非課税における法定相続人の制限
- ・未成年者控除・障害者控除の控除額の拡大

《N○55でご紹介したもの》

- ・贈与税率の変更
- ・相続時精算課税の適用条件の変更

まだ改正されていない！
(継続審査)



ニュース等でよく話題になっていたものをN○53～55でご紹介しましたが、その全てが継続審査となっています。今回は6月22日に可決・成立したもののなかからいくつかをご紹介します。

①住宅取得等資金の範囲の拡大

N○42で紹介した規定です

『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』

→住宅等取得資金の内1,000万円は贈与税が非課税になりましたね（平成23年の場合）

『特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例』

→相続時精算課税は贈与者が65歳以上でないと適用はありませんが、住宅取得等資金については65歳未満でもOKでしたね

これらの2つの規定における住宅取得等資金の範囲に住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供される土地等の取得のための資金が追加されました。

この規定は住宅（＝家）を買うための資金の特例ですので、土地は原則対象外、でも家と一緒に買うなら認めてあげようと態度でした。なので、建物の新築請負契約と同時に土地等の売買契約をした場合又は家屋の新築請負契約を締結することを条件とする土地等の売買契約（俗に建築条件付といわれる契約）に限り住宅取得等資金を土地等の取得に充てても良いことになっていたのですが、この改正により「土地を買ったぞ、じゃあ家を建てようか」という流れでも適用されることになりました。（ただし贈与を受けた年の翌年3月15日までに新築をしなければいけないというルールは変わりません）

②連帯納付義務における改正（連帯納付義務についてはN○37を参照）

連帯納付義務者に対する通知等の手続について明文化されました。

また、連帯納付義務者が連帯納付義務により納付する相続税に併せて支払う延滞税については、原則として、利子税に代えることとされました。これにより納付遅れによる利息分の金額が少なくなります。



ダ『残りの改正もただ今審議中、どうぞ期待な～ノダ』